

目黒区公契約条例



ご自身の賃金は労働報酬下限額を下回っていませんか？

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合は、申出をすることができます。



目黒区公契約条例の適用となる契約では、労働報酬下限額が定められています。

令和8年度労働報酬下限

(目黒区独自の最低賃金)

業務委託契約・指定管理協定

時給 **1,496円**

工事請負契約

裏面の表を参照

申出先

- ◎ 目黒区役所 総務部 契約課
153-8573 目黒区上目黒2-19-15
電話 | 03-5722-9668
FAX | 03-5722-9323
- ◎ 受注者 (元請業者)



申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けることはありません。

対象となる契約

- ① 予定価格5,000万円以上の工事請負契約
- ② 予定価格1,000万円以上の業務委託契約
(施設の総合管理業務又は給食調理業務)
- ③ 公契約条例施行規則で定める施設の指定管理協定

対象となる労働者

- ① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
※ 正社員、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態は問いません
- ② 受注者及び受注関係者との雇用契約により、自らが提供する労務の対価を得る者
※ いわゆる一人親方



目黒区

目黒区役所 総務部 契約課
電話 | 03-5722-9668

目黒区 公契約条例 検索 🔍

詳しくは目黒区公式ウェブサイトをご覧ください



工事請負契約の労働報酬下限額一覧表 (単位:円)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,455	27	普通船員	3,680
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,930
3	軽作業員	2,105	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,040
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,725	32	軌道工	6,605
7	石工	3,725	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,860	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手(特殊)	3,500	40	タイル工	3,128
15	運転手(一般)	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,941
17	潜かん世話役	5,030	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,312
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,130	48	建築ブロック工	3,313
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導警備員A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導警備員B	2,105
26	高級船員	4,467			

※ 下記の労働者の労働報酬下限額については、時給1,637円とする。

- (1) 見習い、手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のため賃金を調整している労働者